

事務連絡
令和6年（2024年）8月13日

指定居宅介護支援事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和6年度前期分居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

指定居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象として、減算の要件に該当した場合には、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用することとされています。

ついては、下記の事項を確認し、判定期間の居宅サービス計画のうち、訪問介護等対象サービスを位置付けた居宅サービス計画に関し、令和6年9月13日（金）までに「報告書」を作成してください。

また、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えた事業所にあつては、正当な理由の有無にかかわらず、「報告書」のほか「報告書（別紙）」を併せて作成し、下記の必要書類とともに令和6年9月13日（金）までに提出してください。

なお、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えているにもかかわらず、期限までに「報告書」及び「報告書（別紙）」を提出しないときは、正当な理由の有無にかかわらず、すべて特定事業所集中減算として取り扱います。

記

- 1 判定期間 令和6年3月1日から令和6年8月31日まで
- 2 対象サービス
訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護
- 3 作成・提出期限 令和6年9月13日（金）17：00（必着・厳守）
- 4 作成・提出書類 別紙のとおり
- 5 提出先 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市民生局福祉こども部指導監査課 居宅介護サービス担当

6 その他

- (1) 「報告書」を作成していない事業所は、紹介率の割合にかかわらず指導の対象となります。
- (2) 特定事業所集中減算として減算すべきであるにもかかわらず、介護報酬を減算することなく請求し、受領したときは、不正請求として厳正に対応します。
- (3) 特定事業所集中減算に関する質問は、質問票に記入し、FAXにて送信してください。回答は、横須賀市ホームページに掲載します。なお、電話及び来庁による質問は、御遠慮ください。

事務担当 指導監査課居宅介護サービス担当

電話 046 (822) 8393

FAX 046 (827) 0566

(別紙)「4 作成・提出書類」

1 紹介率・対象サービス

紹介率最高法人の紹介率が80%を超える、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護。

なお、地域密着型通所介護について、厚生労働省からの介護保険最新情報Vol. 553（平成28年5月30日）及び介護保険最新情報vol. 629（平成30年3月22日）のとおり、本市では当面の間、通所介護と地域密着型通所介護を分けて計算する方法と、合算する方法どちらでも可能としています。合算する場合、報告書の通所介護の欄にある「地域密着型通所介護を合算して居宅サービス計画数を算出している」に○をつけた上で、地域密着型通所介護の件数についても計算してください。

2 作成・提出書類

(1) 紹介率が80%を超えない事業所

ア 報告書

「報告書」は、紹介率が80%を超えない場合は提出不要ですが、令和6年9月13日（金）までにすべての事業所で必ず作成し、5年間保存してください。

イ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

前期まで特定事業所集中減算が適用されていた事業所であって、今期の紹介率最高法人の紹介率が80%を超えない事業所にあつては、「報告書」及び「報告書（別紙）」の提出は不要ですが、減算の解消に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「加算届管理票」及び「返信用封筒（切手貼付）」を令和6年9月13日（金）までに提出してください。

(2) 紹介率が80%を超える事業所

ア 報告書及び報告書（別紙）

訪問介護等対象サービスを位置づけた居宅サービス計画のうち、いずれかひとつでも紹介率が80%を超える場合は、正当な理由の有無にかかわらず、「報告書（別紙）」についても作成し、「報告書」、「報告書（別紙）」、「管理票」及び「返信用封筒（切手貼付）」を令和6年9月13日（金）までに提出するとともに、その控えを事業所内で保管してください。

なお、紹介率が80%を超えた場合は、紹介率が80%を超えていないサービスについても「報告書」を提出してください。

イ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

前期まで特定事業所集中減算が適用されていない事業所であって、今期の紹介率が80%を超えたことに「正当な理由がないと考える事業所」及び提出期限を経過して提出する事業所にあつては、正当な理由の有無にかかわらず、アの書類のほか、減算の

適用に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「加算届管理票」も併せて提出してください。

また、前期まで特定事業所集中減算が適用されていない事業所であって、今期の紹介率が80%を超えたことに「正当な理由があると考ええる事業所」にあっては、アの書類のみを提出してください。この場合、審査結果に基づき減算となったときは、期限を定めて、減算の適用に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「加算届管理票」及び「返信用封筒（切手貼付）」の提出を求めます。

なお、前期に引き続き特定事業所集中減算として減算する事業所にあっては、アの書類のみを提出してください。